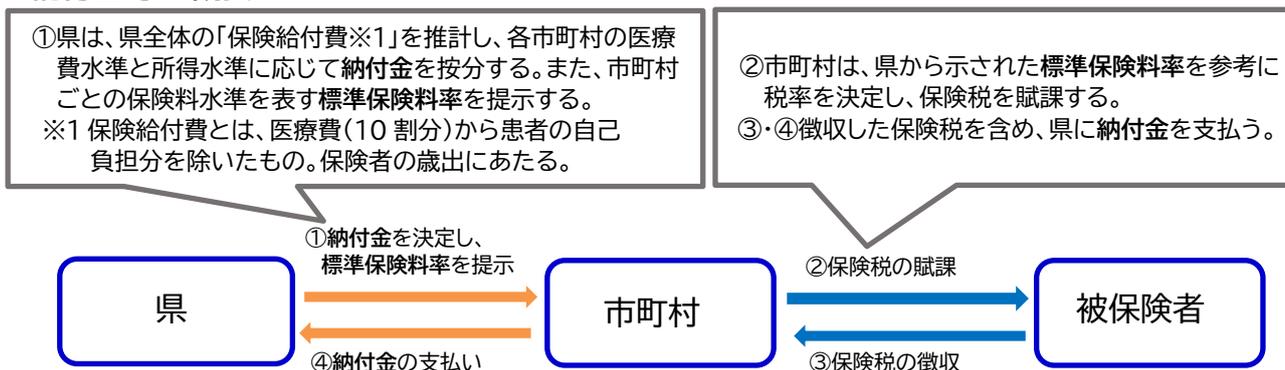


岩倉市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

1 納付金等の概要



2 令和8年度の県からの算定結果

(1)納付金額

(単位:円)

区分	令和7年度 (仮算定)	令和7年度 (本算定)①	令和8年度 (本算定)②	増減②-①
医療給付費分	810,199,482	822,302,132	856,079,399	33,777,267
後期高齢者支援金分	269,608,030	276,988,681	282,070,021	5,081,340
介護納付金分	101,787,212	96,228,146	96,903,422	675,276
小計	1,181,594,724	1,195,518,959	1,235,052,842	39,533,883
子ども・子育て支援納付金分(新設)			27,979,165	27,979,165
総計	1,181,594,724	1,195,518,959	1,263,032,007	67,513,048

(2)標準保険料率(令和8年度から子ども支援分新設)

上段:令和7年度 下段:令和8年度

区分	基礎課税額 (医療分)	後期高齢者 支援金等課税額 (後期支援分)	介護納付金課税額 (介護分)	子ども・子育て 支援納付金課税額 (子ども分)	計
所得割	7.25%	2.66%	2.26%	-	12.17%
	7.91%	2.74%	2.41%	0.28%	13.34%
均等割	31,119円	11,243円	11,447円	-	53,809円
	33,805円	11,636円	12,115円	1,210円 18歳以上 68円	58,834円
平等割	20,202円	7,299円	5,665円	-	33,166円
	21,701円	7,470円	5,999円	778円	35,948円

3 本市の状況

(1)収納率の状況(本市収納率と標準保険料率で示す収納率の推移)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
岩倉市(現年分)①	91.68%	92.13%	92.54%	-	-
標準的な収納率②	94.75%	94.93%	95.27%	95.34%	95.27%
差引 ①-②	△3.07ポイント	△2.80ポイント	△2.73ポイント	-	

※本市の収納率は、標準的な収納率より低いことから、その差分は、歳入不足となる。

※標準的な収納率は、被保険者規模別に定められている。

(2)繰越金の状況

(単位:千円)

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(案)	令和9年度(案)
前年度の収支差引額	162,206	112,310	106,656	103,000	88,000
当初予算繰越金計上額	69,233	19,461	17,791	15,000	-
年度末の留保財源残額	92,646	87,960	(予定)86,917	-	-
税率改正	増額	増額	据置	増額	-

4 次年度の税率見直しの必要性の検討

集めるべき税額①	区分	不足額②
1,087,217,755	改正なし(現行の税率)	△92,300,000
	改正案	△15,000,000

【条件】①の収納率:標準的な収納率 95.27%で算定

②の不足額:令和6年度実績から収納率 92.00%で算定 ※不足額は、繰越金を活用する額

5 税率の改正(案)

区分		医療費分	後期支援分	介護分	小計	子ども分	総計
所得割	現行の税率	7.40%	2.90%	2.40%	12.70%	—%	12.70%
	標準保険料率(再掲)	7.91%	2.74%	2.41%	13.06%	0.28%	13.34%
	改正案	↑7.90%	2.90%	↑2.50%	13.30%	0.30%	↑13.60%
均等割	現行の税率	30,000円	11,000円	11,000円	52,000円	—円	52,000円
	標準保険料率(再掲)	33,805円	11,636円	12,115円	57,556円	1,210円 18歳以上 68円	58,834円
	改正案	↑33,800円	↑11,600円	↑12,200円	57,600円	1,100円 18歳以上 100円	↑58,800円
平等割	現行の税率	20,500円	7,700円	5,900円	34,100円	—円	34,100円
	標準保険料率(再掲)	21,701円	7,470円	5,999円	35,170円	778円	35,948円
	改正案	20,500円	7,700円	5,900円	34,100円	700円	34,800円

区分		結果	子ども分(月額)
現行	税率を据え置き	歳入面で不足が一番大きい	1人あたり 299円 1世帯あたり 437円
改正案	所得割と均等割を増額	応能割と応益割の均衡が保たれる	1人あたり 250円 1世帯あたり 350円
(参考)令和8年度子ども・子育て支援納付金課税額 国の試算			1人あたり 250円 1世帯あたり 350円